第1節 災害情報の収集伝達

本町は、災害発生後、大阪府をはじめ防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第1 情報収集伝達

本町は、災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府をはじめ、防災関係機関等に迅速に伝達する。

夜間、休日等時間外における情報収集伝達については、中央監視室を介して事業部建設課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報を収集伝達する。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、大阪府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2)消防機関への通報状況
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4)警察署からの情報(通報状況等)
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

2 大阪府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)に基づき、原則として、大阪府防災情報システムを活用し、基本的に大阪府に対して行う。

なお、防災情報システムが使用できない場合は電話及びファクシミリ等の手段 による。また、大阪府関係部課等への個別報告は、必要に応じ各部が行う。

- (1)消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府または国(消防庁)に通報する。
- (2)大阪府への報告が通信の途絶等によりできない場合は、直接国(消防庁)に 通報する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

第2 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、本町に速やかに報告する。

河川、ため池、海岸・港湾・漁港施設、道路・交通施設、上水道、下水道、電力ガス、電気通信、鉄道、医療機関その他。

第3 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官等は、その旨を速やかに町長に、また、町 長は必要に応じて大阪管区気象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、住 民に対して周知徹底を図る。

1 異常現象の通報

- (1) 水害(河川等)
 - ア 堤防の亀裂または欠け・崩れ
 - イ 堤防からの溢水
 - ウ 堤防の天端の亀裂または沈下
- (2) 土砂災害(地すべり)
 - ア 地面のひび割れ
 - イ 沢や井戸水の濁り
 - ウ 斜面からの水の吹き出し

2 ため池水位の诵報

- (1) ため他の管理者は、その管理するため、池の水位が上昇し、又は降雨により 堤防の損傷の状況により、溢水のおそれのあることを認めたときは、直ちに町 長に通報しなければならない。
- (2) 町長は、前項の通報を受けたときは水防活動を行うとともに、直ちに本町消防本部、泉州農と緑の総合事務所に通報する。なお、必要に応じ、鳳土木事務所、泉大津警察署に通報する。

第4 通信手段の確保

本町は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話の活用、衛星通信等の移動通信回線の整備など、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

〔情報収集伝達経路〕

